金融先物取引法施行規則(平成元年大蔵省令第十八号)

改正案

(免許申請書)

第一条の二(略

請の日前三月以内に発行されたものに限る。以下同じ。) は、次に掲げるものとする。 2 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類(官公署が証明する書類については、申

一•一 (各)

- その者が法第五条第二項第二号イからニまでの規定に該当しないことを誓約する書面抄本又はこれに代わる書面(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)及び三、役員の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)、住民票の
- 七条第一項の募集をした場合にあっては、同法第六十四条第一項の金銭の保管に関する証四 出資の払込みがあったことを証する書面(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五十四

五 (略)

規定により作成した成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面) に。)、損益計算書(関連する注記を含む。以下同じ。)又はこれらに代わる書面(ただし、当該会員等が免許の連する注記を含む。以下同じ。)又はこれらに代わる書面(ただし、当該会員等が免許の連する注記を含む。以下同じ。)の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在の定する会員等をいう。以下同じ。)の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在の規定により作成した成立の日における貸借対照表(関連する注記を含む。以下同場所を記載した書面並びに当該会員等の最終の貸借対照表(関連する注記を含む。以下同場所を記載という。以下同じ。)の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在の規定により作成した成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面)

t (断

した書類(免許を受けようとする者が株式会社である場合に限る。) 「条の五第二項第七号、第二条の六、第二条の八及び第三条において同じ。)の数を記載容)並びにその保有する議決権(法第三十四条の二十第一項に規定する議決権をいう。第合、主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人その他の団体である場合

九~十四 (略)

- 法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合には、一 従前の目的を変更して金融先物市場を開設することを決議した株主総会の議事録(会社

(免許申請書)

現

行

第一条の二 (略)

2

法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一·二 (略)

該当しないことを誓約する書面(役員の履歴書、住民票の抄本及びその者が法第五条第二項第二号イからニまでの規定に)の最近である。

出資の払込みがあったことを証する書面

兀

五 (略)

第三十三条第二項の規定により成立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面) 日を含む事業年度に設立された法人である場合は、商法(明治三十二年法律第四十八号)場所を記載した書面並びに当該会員等の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算場所を記載した書面並びに当該会員等の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算の計算を記載した書面がでに当該会員等の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算の表第百三十五条第二項の規定により損失を負担する会員等(法第五条第一項第四号に規

七 (略)

を受けようとする者が株式会社である場合に限る。) 条の五、第二条の六、第二条の八及び第三条において同じ。)の数を記載した書類(免許)並びにその保有する議決権(法第三十四条の二十第一項に規定する議決権をいう。第二には、その商号又は名称、主たる営業又は事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容八 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人その他の団体である場合

九~十四 (略

- とする。

 ひからので定める書類は、前項各号(第五号を除く。)に規定する書類のほか、次に掲げる書類所令で定める書類は、前項各号(第五号を除く。)に規定する書類のほか、次に掲げる書類四条第一項の規定により免許申請書を提出する場合においては、同条第二項に規定する内閣の金融先物取引所以外の株式会社が従前の目的を変更して金融先物市場を開設するため法第
- の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合には、当該場合に該当するこ従前の目的を変更して金融先物市場を開設することを決議した株主総会の議事録(商法)

当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。

最終の貸借対照表、 損益計算書及び株主資本等変動計算書

(金融先物取引所の子会社の認可申請)

第二条 金融先物取引所は、法第九条の二第一項ただし書の認可を受けようとするときは、 可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 認

子会社をいう。以下この条において同じ。)に関する次に掲げる書類 当該金融先物取引所及び認可を受けようとする子会社(法第九条の二第二項に規定する

社を含む。)の収支の見込みを記載した書類 当該認可後三事業年度における当該金融先物取引所及び当該子会社(子会社となる会

三 当該認可に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ〜ニ (略)

ホ 財産及び損益を知ることができる書類 最終の貸借対照表、 損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務

名を記載した書類 取締役及び監査役 (委員会設置会社にあっては、 取締役及び執行役)の氏名及び役職

会計参与設置会社にあっては、 会計参与の氏名又は名称を記載した書類

(議事録)

第二条の二 法第十二条第八項に規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定 めるところによる。

- 2 創立総会の議事録は、 以下第三条の二を除いて同じ。 書面又は電磁的記録(法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう をもって作成しなければならない
- 3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

創立総会が開催された日時及び場所

- 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
- 三二 創立総会に出席した発起人の氏名又は名称
- 兀 創立総会の議長が存するときは、議長の氏名
- Ŧī. 議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二条の二の二 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁

とを証する書面。

最終の貸借対照表、 損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面

(金融先物取引所の子会社の認可申請)

第二条 可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 金融先物取引所は、法第九条の二第一項ただし書の認可を受けようとするときは、 認

二 当該金融先物取引所及び認可を受けようとする子会社 子会社をいう。以下この条において同じ。)に関する次に掲げる書類 (法第九条の二第二項に規定する

口 社を含む。)の収支の見込みを記載した書類 当該認可後三営業年度における当該金融先物取引所及び当該子会社(子会社となる会

三 当該認可に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ〜ニ (略)

ホ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近に おける業務、財産及び損益を知ることができる書類

職名を記載した書類 取締役及び監査役 (委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役)の氏名及び役

(新設)

(組織変更計画書の記載事項

第二条の二 する。 法第三十四条の五第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項と

物取引所をいう。 組織変更後の株式会社金融先物取引所 以下同じ。 (法第九条の三第二項に規定する株式会社金融先

組織変更後の株式会社金融先物取引所の資本の額及び資本準備金の額

組織変更後に発行する株式の総数

会員に対する割当てにより発行する株式の総数及び発行価額

をいう。以下同じ。 組織変更前の会員金融先物取引所)の会員に対して支払う金額を定めたときは、その規定 (法第九条の三第一項に規定する会員金融先物取引所

| (新設) | 第二条の二の五 法第三十四条の三第一項において読み替えて準用する会社法第五百七条第一(決算報告) (決算報告) (共享報告) (共享报告) (|
|----------|---|
| | 三 純資産 |
| | ことができる。 ことができる。 |
| (新 設) | 第一負の見戸により下伐下でで置替付限長については、10をの巨りなどになってな。第二条の二の四 法第三十四条の三第一項において読み替えて準用する会社法第四百九十二条 (清算開始時の貸借対照表) |
| | 三 正味資産 二 負債 |
| | - |
| | この場合において、清算中の金融先物会員制法人の会計帳簿については、財産目録に付され第二号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価格を付さなければならない。き、法第三十四条の三第一項において読み替えて準用する会社法第六百四十四条第一号及び2、前項の財産目録に計当すべき財産についてに、その処分値格を付すことが困難な場合を除 |
| (新 設) | 「前負の材産目录に十二片でき材産については、第一項の規定により作成すべき財産目録について二条の二の三 法第三十四条の三第一項において(財産目録) |
| | 三 法第三十四条の八第二項第三号二 法第三十四条の六第二項第三号二 法第十二条第十一項第二号 |

ことができる。い。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分するい。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項を内容とするものでなければならなりの規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならな

- | 債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額
- 二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額
- 四 会員一人当たりの分配額
- 2 前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 一残余財産の分配を完了した日
- 二 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額

(組織変更をする会員金融先物取引所の事前開示事項)

- 組織変更計画の内容
- 式会社金融先物取引所をいう。以下同じ。)の債務の履行の見込みに関する事項| 組織変更後株式会社金融先物取引所 (法第三十四条の五第三項に規定する組織変更後株|
- 置いた日後、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項三、法第三十四条の六第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え

(電磁的記録に記録された情報を提供するための電磁的方法)

次に掲げるもののうち、組織変更をする会員金融先物取引所が定めたものをいう。第二条の三の二 法第三十四条の六第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、

- 計算機に備えられたファイルに記録するもの用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使
- きる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法二一磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことがで

(組織変更後株式会社金融先物取引所の事後開示事項等)

組織変更が効力を生じた日

(組織変更前の会員金融先物取引所が備え置くべき書類)

する。 対象三十四条の六第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類と第二条の三 法第三十四条の六第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類と

- 一組織変更計画書
- 二組織変更に関する議案
- 三 組織変更後の株式会社金融先物取引所の定款
- 五 最終の貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された収支計算書四 会員に対する株式の割当てに関する事項について理由を記載した書面

(新設)

(組織変更後の株式会社金融先物取引所が備え置くべき書類に記載する事項)

法第三十四条の七において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定による手続

| 取引所の資本金として計上すべき額は、組織変更の直前の会員金融先物取引所の基本金の額第二条の四の四 法第三十四条の十に規定する内閣府令で定める組織変更後株式会社金融先物 (新設)(組織変更後株式会社金融先物取引所の資本金として計上すべき額) | 公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない 二条の四の三 次条から第二条の四の六までの用語の解釈及び規定の適用に関して、一般に (新設) (会計慣行のしん酌) | あるときは、当該売却日における当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格)に規定する公開買付及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。)の対象で)第二十七条の二第六項(法第二十七条の二十二第二項において準用する場合を含む。 売却日において当該株式が公開買付け等(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号 | 当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格、当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格、明別する市場における最終の価格(当該売却日に売買取引がない場合又は当該売却日が、規定により売却する日(以下この号において「売却日」という。)における当該株式を規定により売却する日(以下この号において「売却日」という。)における当該株式を規定により売却する日(以下この号において「売却日」という。)における当該株式を規定により売却する日本の | 格 | 「おいっからな、組織変更後株式会社金融先物取引所が定めたものをいう。 |
|---|--|---|---|---|--|
| | | | | | の取締役及び監査役となるべき者の調査に関する事項四項において準用する商法第百七十三条ノ二第一項の規定による株式会社金融先物取引法第三十四条の十二第一項の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、同条組織変更の目 |

| 大 株主名簿管理人を置く旨の定款の定めがあるときは、その氏名又は名称及び住所並びに 営業所 (検査役が提供する電磁的記録) 「(検査役が提供する電磁的記録) 「(検査役が提供する電磁的記録) 「(検査役が提供する電磁的記録) 「(検査役が提供する電磁的記録とする者が宣める電磁的記録とする。」) 及び法第三十四条の十三の七第三項において読み替えて準用する会社法第二百七条第四項の規定により電磁的記録に記録された事項の提供と受ける者が定める電磁的記録とする。 (検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券) 「(検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券) 「(検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券) 「(検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券) 「(検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券) 「(検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券) 「(検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券) 「(対第三十四条の十三の七第三項において読み替えて準用する会社法第二百七条第1項第三号に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項の提供を受ける。 (新設) 「(検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券) 「(対第三十四条の十三の七第三項において読み替えて準用する会社法第二百七(新設) 「(対第三十四条の十三の七第三項において読み替えて準用する会社法第二百七(新設) 「(対第三十四条の十三の七第三項において読み替えて準用する会社法第二百七(新設) 「(対第三十四条の十二第三号の価額を定めた目(以下この条において「価額決定目」という。) における当該有価証券の定め、対策と対策と対象の定め、対策と対策を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表 | 会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)第二十六条第一号又は第二号に規定会社法第三百四十七条に規定する定款の定め会社法第百六十八条第一項又は第百六十九条第二項に規定する定款の定め会社法第百六十四条第一項又は第百六十九条第二項に規定する定款の定める社法第百六十四条第一項に規定する定款の定め |
|---|--|
|---|--|

| | ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気 |
|------|---|
| | る 信 |
| | イー 岩言皆の吏用こ系る電子計算幾片受言皆の吏用こ系る電子計算幾片を接売する電気・ー 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの |
| | 情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 |
| (新設) | 第二条の四の十三 令第五条の四第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の |
| | (電磁的方法) |
| | 二 ファイルへの記録の方式 |
| | できる物をもって調製するファイルに情報を記 |
| | ロ「磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことが「老の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記鏡する力法 |
| | 新りだ用になり置い 計画後に捕 こうしこり ア・ノ これを引みて記れていた。 電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける |
| | ② 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を |
| | 記録する方法 |
| | 気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに |
| | (1) |
| | 1史1 |
| | 一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの |
| | げるものと |
| (新設) | 第二条の四の十二 令第五条の四第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、 |
| | (金融先物法取引法施行令に係る電磁的方法) |
| | - 正子の言名のおのの名を見得る。 アチョ |
| | 二前号の義案の是案の失定と司意した理事 |
| |)の価額の決定に関する議案を提案した理事 |
| | 総会に現物出資財産(法第三十四条の十三の四第一項に規定する現物出資財産をいう。 |
| | 十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。 |
| (新設) | 第二条の四の十一 法第三十四条の十三の七第三項において読み替えて準用する会社法第二百 |
| | (出資された財産等の価額が不足する場合に責任をとるべき理事) |
| | における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格 |
| | 一 価額決定日において当該有価証券が公開買付け等の対象であるときは、当該価額決定日 |
| | 最初になされた売買取引の成立価格) |
| | 取引がない場合又は当該価額決定日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後 |
| | |

用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法 通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使

- \equiv きる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことがで
- 2 ることができるものでなければならない。 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成す

(組織変更認可申請書)

- 第二条の五
- 2 法第三十四条の十四第三項に規定する内閣府令で定める書類は、 次に掲げる書類とする。

(略)

- 組織変更計画の内容を記載した書面
- 三 組織変更後株式会社金融先物取引所の定款、業務規程及び受託契約準則
- 六 五 四 組織変更計画を承認した総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三号又は第三百三十三条第三項に該当しないことを誓約する書面 明書)並びにその者が法第十九条第五号イからリまで及び会社法第三百三十一条第一項第 載した書面)、 組織変更後株式会社金融先物取引所の役員の履歴書(役員が法人であるときは沿革を記 住民票の抄本又はこれに代わる書面(役員が法人であるときは登記事項証

- 九 書面 組織変更後株式会社金融先物取引所の役員となるべき者が就任を承諾したことを証する
- 面 法第三十四条の十二の規定により組織変更時発行株式を発行するときは、次に掲げる書
- 組織変更時発行株式の引受けの申込みを証する書面
- があったことを証する書面 金銭を出資の目的とするときは 法第三十四条の十三の四第一項の規定による払込み
- 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、 次に掲げる書面
- 検査役が選任されたときは、 検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類
- (2) 法第三十四条の十三の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第三号に
- 掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面
- (3) 掲げる場合には、 法第三十四条の十三の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第四号に 同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類
- (4) 法第三十四条の十三の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第五号に

(組織変更認可申請書

第二条の五

2

法第三十四条の十四第三項に規定する内閣府令で定める書類は、 次に掲げる書類とする。

略)

- 組織変更計画書
- 組織変更後の株式会社金融先物取引所の定款、 業務規程及び受託契約準則
- 兀 組織変更計画書を承認した総会の議事録
- 六 五 略)
- 書面並びにその者が法第十九条第五号イからリまで及び商法第二百五十四条ノ二第三号に 該当しないことを誓約する書面 組織変更後の株式会社金融先物取引所の役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる

略

- 九 株式会社金融先物取引所の役員となるべき者が就任を承諾したことを証する書面
- + 掲げる書面 法第三十四条の十二第一項の規定により組織変更に際して株式を発行するときは、 次に
- 株式の申込み及び引受けを証する書面
- 口 書類並びに現物出資の目的たる有価証券の取引所の相場を証する書面 する商法第百七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面: 取締役及び監査役又は検査役の調査報告書、 法第三十四条の十二第三項において準用 これらの附属
- 検査役の報告に関する裁判があったときは、 その謄本

掲げる場合には、同号に規定する金銭債権について記載された会計帳簿

二 検査役の報告に関する裁判があったときは、その謄本

しても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更を権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債十一 法第三十四条の七第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債

十二 (略)

十三 組織変更後株式会社金融先物取引所の事務の機構及び分掌を記載した書類

十匹 (略)

次に掲げる議決権とする。第二条の六 法第三十四条の二十第一項に規定する議決権から除く内閣府令で定めるものは、第二条の六 法第三十四条の二十第一項に規定する議決権から除く内閣府令で定めるものは、

·二 (略)

る議決権(法第三十四条の二十第五項第一号の規定により、当該信託された者が自ら取得得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員で当該取得をした会社の株式を信託された者が取得したときは、証券会社(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項の規定により、設定は、証券会社(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項の規定により、当該会社をいう。以下同じ。)又は外国証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二分は外の株式を取得したときは、証券会社(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項の規定により、当該信託された者が自ら取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員では、証券会社の株式の取三、会社の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取三、会社の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取三、会社の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取三、会社の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取三、

四 (略)

し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。)

(削る)

うとする場合の認可申請書の添付書類)(株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しよ

提出しなければならない。申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して金融庁長官に第二条の七の五 法第三十四条の二十八第一項の規定による認可を受けようとする者は、認可

要株主基準値をいう。以下この条において同じ。)以上の数の対象議決権を取得し、又は一 株式会社金融先物取引所の主要株主基準値(法第三十四条の二十八第一項に規定する主

出込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

十二 (略)

十三 組織変更後の株式会社金融先物取引所の事務の機構及び分掌を記載した書類

十四 (略)

第二条の六 法第三十四条の二十第一項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

決権とする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取言 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取言 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取言 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取言 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社が商法

匹 (略)

五 会社が自己の株式の消却を行うために取得し、又は所有する会社の株式に係る議決権

うとする場合の認可申請書の添付書類)(株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しよ

提出しなければならない。申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して金融庁長官に第二条の七の五 法第三十四条の二十八第一項の規定による認可を受けようとする者は、認可

要株主基準値をいう。以下この条において同じ。)以上の数の対象議決権を取得し、又は株式会社金融先物取引所の主要株主基準値(法第三十四条の二十八第一項に規定する主

保有しようとする者(法人である者に限る。) 次に掲げる書類

当該法人に関する次に掲げる書類

(1)

(3)ないことを誓約する書面 本又はこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規定に該当し に準ずる者、委員会設置会社にあっては、取締役及び執行役)の履歴書、住民票の抄 取締役及び監査役(当該者が会社以外の者にあっては、理事、監事その他これら

代わる書面(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書。以下同 る書面 当該会計参与の沿革を記載した書面。以下同じ。 会計参与設置会社にあっては、会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは)及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しないことを誓約す 住民票の抄本若しくはこれに

締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 において同じ。)の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取 当該認可の申請が株主総会又は取締役会(これらに準ずる機関を含む。 以下この条

(7) • (8)

おける業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該者の最近に

ようとする者(前号に掲げる者を除く。) 株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、 次に掲げる書類 又は保有し

当該者に関する次に掲げる書類

(1) (3)

前号ロ印から印までに掲げる書類

三 株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有し ようとする法人の設立をしようとする者 次に掲げる書類

り次に掲げる書類の一部がない場合は、 いう。) に関する次に掲げる書類(当該設立法人が外国の法人であること等の理由によ 当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この号において「設立法人」と 当該書類に相当する書類

(1)

(2)取締役及び監査役(当該者が会社以外の者にあっては、理事、 監事その他これら

> 保有しようとする者(法人である者に限る。) 次に掲げる書類

当該法人に関する次に掲げる書類

(1) (2)

(3)

該当しないことを誓約する書面 の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規定に に準ずる者、委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役)の履歴書、住民票 取締役及び監査役(当該者が会社以外の者にあっては、理事、監事その他これら

(新設)

(5) (4)又は取締役会の議事録 条において同じ。)の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会 当該認可の申請が株主総会又は取締役会(これらに準ずる機関を含む。以下この

(略)

(8) (6) 該者の最近における業務、 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当 財産及び収支の状況を知ることができる書類

(9) (12)

一 株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有し ようとする者(前号に掲げる者を除く。) 次に掲げる書類

当該者に関する次に掲げる書類

(1) (3)

前号口仰から迎までに掲げる書類

三 株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有し ようとする法人の設立をしようとする者 次に掲げる書類

り次に掲げる書類の一部がない場合は、 いう。) に関する次に掲げる書類(当該設立法人が外国の法人であること等の理由によ 当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この号において「設立法人」と 当該書類に相当する書類

(1)

(2)

取締役及び監査役(当該者が会社以外の者にあっては、理事、 監事その他これら

当しないことを誓約する書面 抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規定に該 に準ずる者、委員会設置会社にあっては、取締役及び執行役)の履歴書、住民票の

(3)わる書面及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しないことを誓 約する書面 会計参与設置会社にあっては 会計参与の履歴書、 住民票の抄本若しくはこれに代

(5) (4) の議事録(当該設立法人が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあって は、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会

(6)

(8)資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

(特定保有者に係る認可申

第二条の七の八 る書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 同条第四項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、 特定保有者(法第三十四条の二十八第三項に規定する特定保有者をいう。 認可申請書に次に掲げ

第二条の七の五第一号ロ(1)から(1)までに掲げる書類

(金融先物取引所持株会社の認可申請

第二条の七の九 (略)

2 の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 法第三十四条の三十五第二項に規定する内閣府令で定める書類は、 次の各号に掲げる場合

以下この条及び次条において同じ。)としようとする場合 株式会社金融先物取引所を子会社(法第三十四条の二十第四項に規定する子会社をいう 次に掲げる書類

株式会社金融先物取引所を子会社としようとする者に関する次に掲げる書類

(2)民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規定〕 取締役及び監査役(委員会設置会社にあっては、取締役及び執行役)の履歴書、住 取締役及び監査役 (委員会設置会社にあっては、取締役及び執行役)の履歴書、

(3)わる書面及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しないことを誓約 会計参与設置会社にあっては、 会計参与の履歴書、 住民票の抄本若しくはこれに代

> の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号 イからリまでの規定 に該当しないことを誓約する書面 に準ずる者、委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役)の履歴書、

(4) (3)

は、これに関する株主総会の議事録 の議事録(当該設立法人が株式移転、 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会 合併又は分割により設立される場合にあって

(8) (7) (5) (11) 資 (6) 資本の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

第二条の七の八

(特定保有者に係る認可申請)

二 第二条の七の五第一号ロ⑴から⑿までに掲げる書類

る書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

は、同条第四項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、

特定保有者(法第三十四条の二十八第三項に規定する特定保有者をいう。)

(金融先物取引所持株会社の認可申請

第二条の七の九

- 2 の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 法第三十四条の三十五第二項に規定する内閣府令で定める書類は、 次の各号に掲げる場合
- 株式会社金融先物取引所を子会社(法第三十四条の二十第四項に規定する子会社をいう 以下この条及び次条において同じ。)としようとする場合 次に掲げる書類

略)

株式会社金融先物取引所を子会社としようとする者に関する次に掲げる書類

住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規 定に該当しないことを誓約する書面 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役)の履歴書、

認可申請書に次に掲げ

する書面

(略)

(5) (4) 株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(8)ける業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該者の最近にお

(9) (10)

子会社となる株式会社金融先物取引所に関する次に掲げる書類

(1)

(2)氏名を記載した書類 取締役及び監査役 (委員会設置会社にあっては、 取締役及び執行役)の役職名及び

会計参与設置会社にあっては、 会計参与の氏名又は名称を記載した書類

ロ (8) に掲げる書類

子会社である株式会社金融先物取引所の収支の見込みを記載した書類 法第三十四条の三十四第一項の規定による認可後三事業年度における当該者及びその

二 株式会社金融先物取引所を子会社とする会社の設立をしようとする場合 次に掲げる書

類

1

において「設立会社」という。) に関する次に掲げる書類 法第三十四条の三十四第一項の規定による認可を受けて設立される会社(以下この号

(1) 民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号 イからリまでの規 定に該当しないことを誓約する書面 取締役及び監査役(委員会設置会社にあっては、取締役及び執行役)の履歴書、 住

(2) する書面 わる書面及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しないことを誓約 会計参与設置会社にあっては、 会計参与の履歴書、 住民票の抄本若しくはこれに代

(4) (3) これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 議事録(当該設立会社が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあっては、 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の

(5) (6)

資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

子会社となる株式会社金融先物取引所に関する次に掲げる書類

(略)

株主総会又は取締役会の議事録

(7) (5) (4) (3) 最 (6) 株 (1)

者の最近における業務、 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該 財産及び収支の状況を知ることができる書類

(8) (略)

子会社となる株式会社金融先物取引所に関する次に掲げる書類

(1)

(2)

び氏名を記載した書類 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあっては、 取締役及び執行役)の役職名及

(3)ロ (7) に掲げる書類

二 法第三十四条の三十四第一項の規定による認可後三営業年度における当該者及びその 子会社である株式会社金融先物取引所の収支の見込みを記載した書類

一株式会社金融先物取引所を子会社とする会社の設立をしようとする場合 次に掲げる書

類

(略)

口 において「設立会社」という。)に関する次に掲げる書類 法第三十四条の三十四第一項の規定による認可を受けて設立される会社 (以下この号

(1) 住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規 定に該当しないことを誓約する書面 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役)の履歴書、

(3) (2)

これに関する株主総会の議事録 議事録(当該設立会社が株式移転、 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の 合併又は分割により設立される場合にあっては、

(6) (4) 資 (5) 資本の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

(7) • (8)

ハ 子会社となる株式会社金融先物取引所に関する次に掲げる書類

- (1) (略)
- (2) 氏名を記載した書類 取締役及び監査役 (委員会設置会社にあっては、取締役及び執行役) の役職名及び
- 会計参与設置会社にあっては、 会計参与の氏名又は名称を記載した書類
- おける業務、 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該会社の最近に 財産及び収支の状況を知ることができる書類
- 所の収支の見込みを記載した書類 当該設立後三事業年度における設立会社及びその子会社である株式会社金融先物取引

ホ

(金融先物取引所持株会社の認可の予備審査)

第二条の七の十 める書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。 る認可を受けようとするときは、前条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定 引所を子会社とする会社を設立しようとする者は、 株式会社金融先物取引所を子会社としようとする者又は株式会社金融先物取 法第三十四条の三十四第一項の規定によ

(特定持株会社に係る認可申請

第二条の七の十一 特定持株会社 (法第三十四条の三十四第三項に規定する特定持株会社をい る書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。 う。)は、同項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げ

第二条の七の九第二項第一号ロ(1)から(1)までに掲げる書類

(公衆縦覧の事項等)

第二条の八 (略)

2 のものによることができる。 数に変更があった場合における発行済株式の総数又は総株主の議決権の数は、 れることをいう。 株式の転換(当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付さ)又は新株予約権の行使によって発行済株式の総数又は総株主の議決権の 前月末日現在

3 4 (略)

(資本金の額の減少の認可申請)

第二条の九 融庁長官に提出しなければならない。 額の減少について認可を受けようとするときは、 株式会社金融先物取引所は、 法第三十四条の二十二第一項の規定による資本金の 認可申請書に次に掲げる書類を添付して金

- (2) (1)取締役及び監査役(委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役)の役職名及 び氏名を記載した書類

- (3)会社の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該
- 所の収支の見込みを記載した書類 当該設立後三営業年度における設立会社及びその子会社である株式会社金融先物取引

ホ (略)

(金融先物取引所持株会社の認可の予備審査)

第二条の七の十 引所を子会社とする会社を設立しようとする者は、法第三十四条の三十四第一項の規定によ 類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。 る認可を受けようとするときは、前条各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書 株式会社金融先物取引所を子会社としようとする者又は株式会社金融先物取

第二条の七の十一 特定持株会社 (法第三十四条の三十四第三項に規定する特定持株会社をい う。)は、同項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げ る書類を添付し、 金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

(特定持株会社に係る認可申請)

第二条の七の九第二項第一号ロ⑴から⑨までに掲げる書類

(公衆縦覧の事項等)

第二条の八

2 によることができる。 更があった場合における発行済株式の総数又は総株主の議決権の数は、 株式の転換又は新株予約権の行使によって発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に変 前月末日現在のもの

3 4 略

(資本の額の減少の認可申請)

第二条の九 株式会社金融先物取引所は、 庁長官に提出しなければならない。 の減少について認可を受けようとするときは、 法第三十四条の二十二第一項の規定による資本の 認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融

- (略)
- 資本金の額の減少の方法を記載した書類
- 三 株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 五. 四 債権者を害するおそれがないことを証する書面 を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあ せることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該 当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさ っては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、 会社法第四百四十九条第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告
- 証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面 株券発行会社にあっては会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを
- (削る)
- 七 (略)

(資本金の額の増加の届出)

第二条の十 株式会社金融先物取引所は、法第三十四条の二十二第二項の規定による資本金の 額の増加について届出をしようとするときは、 官に提出しなければならない。 届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長

- 取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- \equiv 資本金の額の増加の方法を記載した書
- 三 (略)

(合併認可申請書

第三条 なければならない。 合併認可申請書に同条第三項に規定する書面又は電磁的記録を添付して金融庁長官に提出し 法第三十四条の二十三第一項の規定による認可を受けようとする者は、同条第二項の

2 る。 らの書面の作成に代えて電磁的記録が作成されている場合にあっては当該電磁的記録)とす 法第三十四条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書面(これ

- 資本の額の減少の方法を記載した書類
- \equiv 株主総会の議事録
- 五 四
- 商法第三百七十六条第一項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類
- を記載した書類 株式の併合をする場合には、 商法第二百十五条第一項の規定による公告及び通知の状況

六

- の状況を記載した書類 株式の消却をする場合においては 商法第二百十五条第一項の規定による公告及び通知
- 八 (略)

(資本の額の増加の届出

- 第二条の十 株式会社金融先物取引所は、法第三十四条の二十二第二項の規定による資本の額 の増加について届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官 に提出しなければならない。
- 第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があったときは、当該取締役会 年法律第二十二号。 の議事録及び当該決定があったことを証する書面 等設置会社 取締役会の議事録(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律 (以下「委員会等設置会社」という。 以下 「商法特例法」という。 第一条の二第三項 に規定する委員会 商法特例法第二十一条の七
- 資本の額の増加の方法を記載した書面
- (略)

(合併認可申請書

- 第三条 合併認可申請書に同条第三項に規定する書類を添付して金融庁長官に提出しなければならな 法第三十四条の二十三第一項の規定による認可を受けようとする者は、同条第二項の
- 2 法第三十四条の二十三第三項に規定する内閣府令で定める書類は、 次に掲げる書類とする

一 合併契約の内容を記載した書面

二 (略)

- 社金融先物取引所をいう。以下同じ。)の定款、業務規程及び受託契約準則三(合併後株式会社金融先物取引所(法第三十四条の二十三第三項に規定する合併後株式会
- 百四条第一項の株主総会をいう。)の議事録その他必要な手続があったことを証する書面四 合併を行う株式会社金融先物取引所の合併総会 (会社法第七百九十五条第一項又は第八

六 五

七・八 (略)

十三条第三項に該当しないことを誓約する書面

融先物取引に関する業務の承継の方法を記載した書面(併消滅株式会社金融先物取引所をいう。)の開設している金融先物市場における取引所金、新設合併消滅株式会社金融先物取引所(法第三十四条の二十五第二項に規定する新設合

者が法第十九条第五号イからリまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三

又はこれに代わる書面(役員が法人であるときは当該役員の登記事項証明書)並びにその

役員の履歴書(役員が法人であるときは当該役員の沿革を記載した書面)、住民票の抄本

併存続株式会社金融先物取引所をいう。)又は新設合併設立株式会社金融先物取引所(法

吸収合併存続株式会社金融先物取引所(法第三十四条の二十三第二項に規定する吸収合

第三十四条の二十三第二項に規定する新設合併設立株式会社金融先物取引所をいう。)の

- も当該債権者を害するおそれがないことを証する書面 受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をして合にあっては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があると合にあっては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるとらは、当該債権者に対し年済したよる公告とも当該債権者を害するおそれがないことを証する目刊新聞紙又は電子公告によってした場り公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場と出議を指する。
- 従業員の配置の状況を記載した書面 金融先物取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該
- 十二 合併後株式会社金融先物取引所の事務の機構及び分掌を記載した書面

十三(略)

を記載した書面十四年の二十四第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項

各電磁的記録
十五 前各号に掲げる書面について書面に代えて電磁的記録が作成されているときは、当該

(合併認可申請書に添付すべき電磁的記録)

第三条の二 第一条の三の規定は、法第三十四条の二十三第三項に規定する内閣府令で定める

一合併契約書

(略)

- | 合併後の株式会社金融先物取引所の定款、業務規程及び受託契約準則
- 決議があったものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面)四 合併を行う株式会社金融先物取引所の合併総会の議事録 (商法の規定により株主総会の

六 合併((略)

号イからリまで及び商法第二百五十四条ノ二第三号に該当しないことを誓約する書面引所の役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその者が法第十九条第五合併後存続する株式会社金融先物取引所又は合併により設立される株式会社金融先物取

- · 八 (略)

- 所金融先物取引に関する業務の承継の方法を記載した書類九(合併により消滅する株式会社金融先物取引所の開設している金融先物市場における取引
- 物取引所にあっては、これらの公告)の状況を記載した書類告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした金融先十一商法第四百十二条第一項本文の規定による公告及び催告(同項ただし書の規定により公
- 従業員の配置の状況を記載した書類十一 金融先物取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該
- 十二 合併後の金融先物取引所の事務の機構及び分掌を記載した書面

十三 (略)

を記載した書類 +四 その他法第三十四条の二十四第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項

(新設)

(合併認可申請書に添付すべき電磁的記録)

第三条の二 第一条の三の規定は、法第三十四条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める

電磁的記録について準用する。

(解散の決議に係る認可申請)

第七条 ればならない。 を受けようとするときは、 金融先物取引所は、 認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなけ 法第四十九条第一項の規定による解散に関する総会の決議の認可

- 総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 最終の貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書

(定款変更等の認可申請

第七条の二 金融先物取引所は、法第五十一条の二第一項の規定による定款、業務規程又は受 金融庁長官に提出しなければならない。 託契約準則の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して

- 証する書面 定款を変更する場合には、 これに関する総会の議事録その他必要な手続があったことを
- 2 (略)

(訳文の添付

第七条の四 法第三章又は一の規定により、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長若しくは ばならない。 情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなけれ 福岡財務支局長(次条において「内閣総理大臣等」という。)に提出する書類で、特別の事

(認可申請書のその他の記載事項)

第七条の六 法第五十五条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、 ものとする。 次に掲げる

- 一・二 (略)
- 兀 資本金の額
- (略)

(会社分割又は事業の譲渡)

第七条の八 令第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、会社分割により承継

電磁的記録について準用する。

(解散の決議に係る認可申

第七条 を受けようとするときは、 ればならない。 金融先物取引所は、法第四十九条第一項の規定による解散に関する総会の決議の認可 認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなけ

- 二 総会の議事録 当該場合に該当することを証する書面。 (商法の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合には、 次条において同じ。
- 直前事業年度末の資産及び負債並びに直前事業年度の損益の内容を明らかにした書類

(定款変更等の認可申請)

第七条の二 金融先物取引所は、法第五十一条の二第一項の規定による定款、 金融庁長官に提出しなければならない。 託契約準則の変更の認可を受けようとするときは、 認可申請書に次に掲げる書類を添付して 業務規程又は受

- 定款を変更する場合には、 これに関する総会の議事録

2 (略

(訳文の添付)

第七条の四 法第三章又は金融先物取引法施行令(以下「令」という。)の規定により、内閣 等」という。)に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができな いものがあるときは、その訳文を付さなければならない。 総理大臣、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長(次条において「内閣総理大臣

(認可申請書のその他の記載事項

第七条の六 法第五十五条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、 ものとする。 次に掲げる

- 一・二 (略)
- 資本の額
- (略)

(分割又は営業の譲渡

第七条の八 令第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、 分割により承継され

する。
される業務自体で海外金融先物市場を開設する業務を行うことができると認められる場合と

2 · 3 (略)

一〜四 (略)

の所在地又は住所若しくは居所及びその保有する議決権の数を記載した書面で決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式について決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式につい五 主要株主 (法人の総株主又は総出資者の議決権 (株式会社にあっては、株主総会におい五 主要株主 (法人の総株主又は総出資者の議決権の数を記載した書面

者であることを誓約する書面
善さは、当該役員の登記事項証明書)並びにその者が同号イ及びロのいずれにも該当しない。
「員の沿革を記載した書面」及び住民票の抄本又はこれに代わる書面(役員が法人であると不 法第五十九条第一項第九号に規定する役員の履歴書(役員が法人であるときは、当該役

七~九 (略)

2 (略)

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

る。 第十四条 法第五十九条第二項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とす

-• (略)

限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。) 得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員を社に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした会社の株式を信託された券会社に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした会社の株式を信託された券会社に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした会社の株式を適用する場合を法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を表されて表示していて指図を行うことができる権限を有するものを除く。)

四 (略)

(削る)

。る業務自体で海外金融先物市場を開設する業務を行うことができると認められる場合とする

2 3 (略)

官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする第十二条 法第五十七条第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類【

一~四 (略)

面 主要株主(法人の総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあっては、商法第二百十一五 主要株主(法人の総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあっては、商法第二百十一五 主要株主(法人の総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあっては、商法第二百十一五 主要株主(法人の総株主又は総出資者の議決権

も該当しない者であることを当該役員が誓約する書面履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに当該役員が同号イ及びロのいずれに六 法第五十九条第一項第九号に規定する役員 (以下この号において「役員」という。) の

七~九 (略)

2 (略)

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権

る。 第十四条 法第五十九条第二項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とす

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社が樹法

四 (略)

五 会社が自己の株式の消却を行うために取得したことにより保有する当該会社の株式に係

五 · 六

(業務及び財産の状況に関する説明事項

第二十八条 令第十六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、 金融先物取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項 次に掲げるものとする。

あっては国内における代表者を含む。)の氏名又は名称及び役職名 理事、取締役、会計参与、 監事、監査役、執行役又はこれらに準ずる者 (外国法人に

金融先物取引業者の業務の状況に関する次に掲げる事項

直近の事業年度における業務の概要

直近の三事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (3)

(4)、外国法人にあっては資本金の額及び資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むも 資本金の額及び発行済株式の総数又は出資の総額(相互会社にあっては基金の総額

(5) (9) (略)

三 金融先物取引業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げ

イ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

けている場合にはその旨 イに掲げる書類について会社法第三百二十八条の規定に基づき会計監査人の監査を受

(略)

四 · 五

(略)

2

(届出事項)

第二十九条の二 法第八十三条第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合と する。

一・二 (略)

三 純財産額が資本金の額又は出資の総額 った場合 (相互会社にあっては基金の総額) に満たなくな

四 · 五 (略)

る議決権

六・七 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明事項

第二十八条 令第十六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、 金融先物取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項 次に掲げるものとする。

朩

内における代表者を含む。 理事、取締役、 執行役、監事、監査役又はこれらに準ずる者)の氏名及び役職名 (外国法人にあっては国

へ 〜 チ (略)

一 金融先物取引業者の業務の状況に関する次に掲げる事項

直近の三事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (3)

(4) 資本の額及び発行済株式の総数又は出資の総額(相互会社にあっては基金の総額、 外国法人にあっては資本の額及び資本に対応する資産のうち国内に持ち込むものの額

(5) (9)

三 金融先物取引業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げ るもの

貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

いる場合にはその旨 イに掲げる書類について商法特例法第二条の規定に基づき会計監査人の監査を受けて

四 · 五 (略)

2 (略)

(届出事項)

第二十九条の二 法第八十三条第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合と

する。

一·二 (略)

三 純財産額が資本の額又は出資の総額 (相互会社にあっては基金の総額) に満たなくなっ

四 · 五 た場合 略

六 破産手続開始、 再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合

七~十二 (略)

2 •

第二十九条の四 法第八十四条第三項の規定による公告は、次に掲げる方法のいずれかにより 行うものとする。 (廃業等の公告等)

一~三 (略)

兀 電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。

2 { 4

(事業報告書の提出期限の承認の手続き等)

第三十条

2

3 取引業者が、その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、事業報告書をその事 ついて、承認をするものとする。 があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度にかかる事業報告書に その直前事業年度)から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更 承認を受けている場合にあっては、当該承認を受けた期間内)の日である場合にあっては、 度(その日が事業年度開始後六月以内(直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該 業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあった日の属する事業年 金融庁長官は、第一項の承認の申請があった場合において、当該外国法人である金融先物

4 5

(金融先物債務引受業の免許申請)

第三十一条の二 法第百十六条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、 ものとする。 次に掲げる

- 名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面 百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下同じ。)の氏名又は商号若しくは 第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の き議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、 主要株主(総株主の議決権 (株主総会において決議をすることができる事項の全部につ 会社法第八百七十九条
- 数を保有している法人その他の団体をいう。)及び子法人(金融先物清算機関が総株主、 親法人(金融先物清算機関の総株主の議決権(前号に規定する議決権をいう。)の過半

六 破産手続開始、 った場合 再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てが行われた事実を知

七~十二 (略)

2 •

(廃業等の公告等)

第二十九条の四 法第八十四条第三項の規定による公告は、 次に掲げる方法のいずれかにより

行うものとする。 (略)

(新設)

2 { 4 (略)

(事業報告書の提出期限の承認の手続き等)

第三十条

3 その直前事業年度)から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更 度(その日が営業年度開始後六月以内(直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該 取引業者が、その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、事業報告書をその事 ついて、承認をするものとする。 があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度にかかる事業報告書に 承認を受けている場合にあっては、当該承認を受けた期間内)の日である場合にあっては、 業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあった日の属する事業年 金融庁長官は、第一項の承認の申請があった場合において、当該外国法人である金融先物

(金融先物債務引受業の免許申請)

第三十一条の二 法第百十六条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、 ものとする。 次に掲げる

は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面 権を含む。)の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下同じ。)の氏名又 議決権を除き、 主要株主(総株主の議決権(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る 同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決

数を保有している法人その他の団体をいう。)及び子法人(金融先物清算機関が総株主、 親法人(金融先物清算機関の総株主の議決権(前号に規定する議決権をいう。)の過半

の議決権を含む。)の過半数を保有している法人その他の団体をいう。)の概要を記載し 会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式について できる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、 総社員又は総出資者の議決権(株式会社にあっては、株主総会において決議をすることが

三 取締役及び監査役 号イからリまでの規定に該当しない者であることを誓約する書面 て同じ。)の履歴書、 住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその者が法第十九条第五(委員会設置会社にあっては、取締役及び執行役。以下この号におい

からリまでの規定に該当しない者であることを誓約する書面 であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面)並びにその者が法第十九条第五号イ 参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)及び履歴書(会計参与が法人 会計参与設置会社にあっては、 会計参与の住民票の抄本又ははこれに代わる書面 (会計

五. 取締役(委員会設置会社にあっては、執行役)の担当業務を記載した書

員の配置の状況を記載した書面 金融先物債務引受業に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業

八七 金融先物清算機関の事務の機構及び分掌を記載した書面

業務開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

九 その他法第百十七条第一項の規定による審査の参考となるべき事項を記載した書面

(定款又は業務方法書の変更認可申請)

第三十一条の八

2 の変更の認可申請書にあっては、第三号に掲げる書類を添付することを要しない。 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、業務方法書

·二 (略)

三 株主総会(法第百三十五条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた会員金融先 物取引所にあっては、 総会) の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

兀 (略)

(資本金の額等の変更の届出

第三十一条の十 に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする 金融先物清算機関は、法第百二十七条の規定による届出を行う場合には、 次

変更の内容

変更年月日

2 前項の届出書には、 とする。 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するもの

> る法人その他の団体をいう。)の概要を記載した書面 権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。 第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、 総社員又は総出資者の議決権(株式会社又は有限会社にあっては、商法第二百十一条ノニ 同条第五項の規定により議決)の過半数を保有してい

による自らが法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しない者であることを誓約する いて同じ。)の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに当該取締役及び監査役 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役。 以下この号にお

書面

(新設)

三

取締役(委員会等設置会社にあっては、執行役)の担当業務を記載した書面

五四 員の配置の状況を記載した書面 金融先物債務引受業に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業

七六 金融先物清算機関の事務の機構及び分掌を記載した書面

業務開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

八 その他法第百十七条第一項の規定による審査の参考となるべき事項を記載した書面

(定款又は業務方法書の変更認可申請)

第三十一条の八

2

の変更の認可申請書にあっては、第三号に掲げる書類を添付することを要しない。 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、業務方法書

物取引所にあっては、 株主総会(法第百三十五条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた会員金融先 総会) の議事録

兀 (略)

(資本の額等の変更の届出

第三十一条の十 に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする 金融先物清算機関は、法第百二十七条の規定による届出を行う場合には、

次

変更の内容

一 変更年月日

2 とする。 前項の届出書には、 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するもの

二 法第百十六条第一項第四号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ 法第百十六条第二項第三号に掲げる書類

ロ 第三十一条の二第三号及び第五号に掲げる書類

三 法第百十六条第一項第五号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ 法第百十六条第二項第三号に掲げる書類

ロ 第三十一条の二第四号に掲げる書類

(事業報告書)

以内に、当該書類を金融庁長官に提出するものとする。第二項に規定する計算書類及び事業報告とし、金融先物清算機関は、毎事業年度終了後三月第三十一条の十二 法第百三十条の規定により提出する事業報告書は、会社法第四百三十五条

会社法第四百三十五条第二項の附属明細書

二~五 (略)

3 (略)

(金融先物債務引受業の廃止又は解散の決議に係る認可申請)

て金融庁長官に提出しなければならない。廃止又は解散の決議の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し第三十一条の十三 金融先物清算機関は、法第百三十四条の規定による金融先物債務引受業の

(略)

一次議事項があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証するの決議事項があっては、総会)の議事録 (会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会一株主総会(法第百三十五条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた会員金融先二 株主総会(法第百三十五条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた会員金融先

三~五 (略)

₹頁 一 法第百十六条第一項第二号又は第三号に掲げる事項の変更 同条第二項第三号に掲げる

二 法第百十六条第一項第四号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ 法第百十六条第二項第三号に掲げる書類

ロ 第三十一条の二第三号及び第四号に掲げる書類

(新設)

(事業報告書)

毎営業年度終了後三月以内に、当該書類を金融庁長官に提出するものとする。 法特例法第二十一条の二十六第一項に規定する次に掲げる書類とし、金融先物清算機関は、第三十一条の十二 法第百三十条に規定する事業報告書は、商法第二百八十一条第一項又は商

貸借対照表

二 損益計算書

三営業報告書

四 利益の処分又は損失の処理に関する議案

するものとする。
全融先物清算機関は、前項の規定に基づき書類を提出する場合は、次に掲げる書類を添付
2 金融先物清算機関は、前項の規定に基づき書類を提出する場合は、次に掲げる書類を添付

一 商法第二百八十一条第一項又は商法特例法第二十一条の二十六第一項の附属明細書

二~五 (略)

3 (略)

(金融先物債務引受業の廃止又は解散の決議に係る認可申請)

て金融庁長官に提出しなければならない。廃止又は解散の決議の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し第三十一条の十三 金融先物清算機関は、法第百三十四条の規定による金融先物債務引受業の

(略)

三~五 (略)

別表第三 (第十五条関係)

| ときは、当該会計参与の沿革を記二、履歴書(会計参与が法人である一、(略) | 二、就任又は退任年一、変更があった役 | 定する役員の変ー項第三号に規 |
|---|---|-------------------------------|
| を 産 る 他 日 | の 変 変 変 変 要 で 変 要 で の の の の の の の の の の の の の | じを基社の本本 。い金に総の金 。うのあ額額の |
| 一、(略) 二、株主総会等(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この 表において同じ。)の議事録の写 し(会社法第三百十九条第一項の 規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合にあって たものとみなされる場合にあって たものとみなされる場合にあって がものとみなされる場合にあって | (格) | 変更変更という。 |
| 添付書類 | 記載事項 | 届出事項 |

別表第三 (第十五条関係)

| 届出事項 | 記載事項 | 添付書類 |
|---|----------------------------|---|
| 変更更足は名称の | (略) | し 表において同じ。)の議事録の写表において同じ。)の議事録の写工、株主総会等(株主総会その他こ二、株主総会等(株主総会その他こ |
| 資本の額又は出資 をいう。以下同 をいう。以下同 をいう。以下同 | 一、変更前の資本の二、変更前の資本の三、今五、(略) | 一、(略) 二、株主総会等の議事録の写し (株主総会等の議決を必要としない場主総会等の議決を必要としない場とは、取締役会等(取締役会その合は、取締役会等(取締役会その合は、取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があったことを証し及び当該決定があったことを証し及び当該決定があったことを証し及び当該決定があったことを証し及び当該決定があったことを証し及び当該政締役会の決議による委任三項の取締役会の決議による委任三項の取締役会の決議による委任三項の取締役会の決議による委任三項の取締役会の議事録の写して、商法特例法第二十一条の七第つをは、当該取締役会の議事録の写して、資本の額等の変更による純財産で、資本の額等の変更による純財産による。以下この表において同じ。)) |
| 定する役員の変一項第三号に規法第五十七条第 | 二、就任又は退任年員の氏名 | 三、住民票の抄本又はこれに代わる二、履歴書(新任の場合のみ。)一、(略) |

| したとき と合併 | (略) | 届出事項 記載事項 記載事項 | (略) | 加入する金融先 物取引業協会又 所の変更(未加 入者が加入する | 略) | 更 |
|---|-----|----------------------------|-----|--|----------|--|
| (略) | 略) | 記載事項の二関係) | (略) | (略) | 略) | 月日 |
| 一、合併契約の内容を記載した書面 二、株主総会等(株主総会その他こ れに準ずるものをいう。以下この 表において同じ。)の議事録の写 しその他必要な手続があったこと を証する書面 | (略) | 添付書類 | (略) | 取締役会等の議事録の写しその他必要 | (略) | 載した書面)(新任の場合のみ。 三、住民票の抄本又はこれに代わる 書面(会計参与が法人であるとき は、当該会計参与の登記事項証明 は、当該会計参与の登記事項証明 |
| | | - PII | | | | _ |
| したとき 化の法人と合併 | 略) | 届出事項 記載事項別表第六(第二十九条の二関係) | (略) | 加入する金融先物取引業協会又大者が加入する金融先物取引 | (略) | 更 |
| (略) | (略) | 記載事項 | 略 | (略) | — (略) | 月日 |
| 一、合併の契約書の写し 二、株主総会等(株主総会その他こ 表において同じ。)の議事録の写 し 三、~六、(略) | (略) | 添付書類 | (略) | 取締役会等の議事録の写し | (略) | 書面(新任の場合のみ。) |

| 一、法人の登記事項証明書 | (略) | 法第五十九条第 | 一、法人の登記事項証明書 | (略) | 法第五十九条第 |
|---|--|--|-----------------------------------|---|--------------------------------------|
| 破産手続開始、再生手続開始、更生手破産手続開始とは整理開始の申立てに係る書 | 一、破産手続開始、 再生手続開始又は整 理開始の申立てを でを手続開始、東 一、破産手続開始、東 一、破産手続開始、東 大った年月日 二、破産手続開始、東 生手続開始、東 生手続開始でする。 | 要生手続開始、 立てを行ったと を行ったと | 面の写し 面の写し で産手続開始、再生手続開始、更生手 | 一、破産手続開始又は再生手続開始の申立てを行った年月日。これを手続開始の申立てを開始の申立てを理開始の申立てを理開始の申立てを | 展生手続開始 の申立てを行っ たとき たとき |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 一、分割契約書の写し 一、分割契約書の写し 二、株主総会等の議事録の写し 二、株主総会等の議事録の写し(事業の一部を譲り受けるときは取締役会等の議事録の写し(委別会等の決議において、商法特別会の決定があったときは、当該取締役会の決定があったときは、当該取締役会の決定があったとときは、当該取締役会の決定があったとときは、当該下であったときは、当該であったとを証する書面)) | 一、~四、(略) | 会会をみ割によりをみ割によりをみ割によりなみ割によりなみ割によりなみ割によりおびましたときおびまりさささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささ< | 一、吸収分割契約の内容を記載した書面 | 一、 | ときを承継したとき部 業を承継したときか 会 部 又 は 一 部で とき |

| (略) | 二、・三、(略) | 受員、主要株主 である個人若し である法人を 主である法人を 代表する役員が が表する役員が | (略) | 一、該当者氏名又は一、該当者氏名又は | 受員、主要株主 理人又は主要株 主である法人を 代表する役員が を が、へ、チ又 |
|--------------------------|--|---|---|---|---|
| (略) | 略) | (略) | (略) | - (略) | — (略) |
| 満たなくなった日の純財産額を算出し た書面 | 一、純財産額が政令で定める資本の額で定める資本の額で定める資本の額で定める資本の額で定める資本の額で定める資本の額で定める資本の額 | 法第五十九条第一項第三号の規ととなった場合 | に満たなくなった日の純財産額を算出 した書面 | 一、純財産額が政令で定める資本金ので定める資本金ので定める資本金ので定める資本金ので定める資本金ので定める資本金ので定める資本金のでにある資本金のでにある資本金のでにある資本金のでに対している。 | ととなった場合 でに該当するこ ととなった場合 |
| 二、株主総会等の議事録の写し | 一、資本の額等が政 令で定める金額に 二、資本の額等が政 二、資本の額等が政 合で定める金額に たなくなった年 | 法第五十九条第一項第二号の規 | 一、(略) | 一、資本金の額等が 政令で定める金額 正満たなくなった 年月日 二、資本金の額等が 政令で定める金額 に満たなくなった | ととなった場合 でに該当するこ ととなった場合 |
| 二、株主総会等の議事録の写し | | ととなった場合ととなった場合 | 二、株主総会等の議事録の写し(会社法第三百十九条第一項の規定にとみなされる場合にあっては、当をみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書 | | ととなった場合ととなった場合 |

| | なった理由 、純財産額が資本 の額等に満たなく | な | | 金の額等に満たな一、純財産額が資本一、純財産額が資本 | なの |
|-----|-------------------------|---------|-----|--|---------|
| (略) | 一、純財産額が資本 | 純財産額が資本 | (略) | 一、純財産額が資本 | 純財産額が資本 |
| (略) | (略) | (() | (略) | (略) | (略) |
| | | 合 | | | 合 |
| | | こととなった場 | | | こととなった場 |
| | | 規定に該当する | | | 規定に該当する |
| | | 一項第九号ロの | | | 一項第九号ロの |
| | | 法第五十九条第 | | | 法第五十九条第 |
| | | 代表する役員が | | | 代表する役員が |
| | | 主である法人を | | | 主である法人を |
| | | 理人又は主要株 | | | 理人又は主要株 |
| | | くはその法定代 | | 二、(略) | くはその法定代 |
| | 二、(略) | である個人若し | | 名称 | ス |
| (略) | 一、該当者氏名 | 丰 | (略) | 一、該当者氏名又は | 役員、主要株主 |
| | | った場合 | | | った場合 |
| | | 当することとな | | | 当することとな |
| | | 号トの規定に該 | | | 号トの規定に該 |
| | | 法第十九条第五 | | | 法第十九条第五 |
| | | 代表する役員が | | | 代表する役員が |
| | | 主である法人を | | | あ |
| | | 理人又は主要株 | | | 理人又は主要株 |
| | | くはその法定代 | | 二、・三、(略) | くはその法定代 |
| | 二、・三、(略) | である個人若し | | 名称 | である個人若し |
| | 一、該当者氏名 | 役員、主要株主 | | 一、該当者氏名又は | 役員、主要株主 |
| | | 合 | | | 合 |
| | | ととな | | | |
| | | はリに該当する | | | はリに該当する |

| で | (略) (略) | 場合 (略) | (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) |
|-----------------------------------|---------|---|--|
| 、・四、(略)、・四、(略)、・四、(略)の氏名又は名称及び役職名 | | | (略) (略) (略) 一、破産手続開始、再生手続開始又は 再生手続開始の申立てが行われた年 月日 一、破産手続開始の申立てを行った者の 立てを行った者の ・ で、 (略) |
| | (略) | 二、(略) 一、株主総会等の議事録の写しその一、株主総会等の議事録の写しその | |

| | 二、事故等を惹起しこ、事故等を惹起しこ、事故等を惹起し | 役職員に事故等 かあったことを かあったことを でに掲げる行為 でによる 場 でによる 場 があったことを があったことを があった。) |
|-------|---|--|
| (略) | (略) | (略) |
| 二、(略) | (略) | 場合を変更した |
| | 一、破産手続開始、 理開始の申立てが 行われた年月日 二、破産手続開始又は整 生手続開始マは整 生手続開始マは整 生手続開始マは整 生手続開始マは整 は名称 に名称 | 要生手続開始、 再生手続開始の 事実を知った場 かれた 場が行われた 場が行われた |
| | 略) | (略) |

| (略) | 合併により消滅 したとき | を廃止したとき | 届出事項 | 別表第七(第二十九条の三関係) | (略) | による場合を除く。) による場合を除 く。) による場合(事故等 が第二十九条の が第二十九条の が第二十九条の が第二十九条の を を はいらニまでに はいる行為で過 |
|-----|----------------------------------|---|------|-----------------|-----|---|
| (略) | 三、・四、(略)三、・四、(略) | (略) | 記載事項 | 米の三関係) | (略) | 一、(略) 二、事故等を惹起し二、事故等を惹起し二、事故等を惹起し二、事故等を惹起し |
| (略) | 三、・四、(略) 三、・四、(略) 三、・四、(略) | 一、株主総会その他これに類する機関又は取締役会他これに類する機関又は取締役会他これに類する機関では、当該場別でされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面)こ、(略) | 添付書類 | | (略) | |
| (略) | ら併により消滅 したとき | を廃止したとき | 届出事項 | 別表第七(第二十九条の三関係) | (略) | 保職員の事故等 の詳細が判明し が第二十九条の が第二十九条の が第二十九条の もによる行為で過 をによる場合で過 |
| (略) | 二、合併年月日二、合併年月日 | (略) | 記載事項 | の三関係) | (略) | 一、(略) 二、事故等を惹起し 二、事故等を惹起し で役職名 ぶ役職名 |
| (略) | 三、・四、(略)二、株主総会の議事録の写し一、合併の契約書の写し | 一、株主総会その他これに類する機関又は取締役会他これに類する機関の議事録の写し | 添付書類 | | (略) | |

| とき 二、事業譲渡の効力 とき 二、事業譲渡の効力 | 全 部 又 は 一 、 注 | たとき | たとき由により解散し |
|------------------------------|---------------------------------|--|---|
| | - 低必要が、手続かなくか | 也必要な手売があったことを証すの割の効力 の内容を記載した書面 一、耕主総会等の議事録の写しその別割の効力 の内容を記載した書面 | 二、(略) 一、(略) 一、(略) 一、(略) 一、(略) 一、(略) 一、(略) |

| 三、(略) 二、株主総会の議事録の写し一、譲渡契約書の写し | 三、譲渡の理由二、譲渡年月日一、譲渡先の商号又一、譲渡 | ときの全部又は |
|--|-----------------------------|-----------------------|
| への引継ぎ方法を記載した書面三、 願客に対する債権債務の承継先二、株主総会の議事録の写し | 三、(略)三、(略) | 分割により事業の全部又は一部 |
| 一、株主総会の議事録の写し | (略) | たとき 由により解散し かの理 |

| 金融先物取引法施行規則(平 | 成元年大蔵省令5 | 無十< ₽) | | | | | | | |
|------------------------------|------------------|------------------|------------|--------------------------|----------------------|----------------|--------|------|-----------|
| | 改 | 正 案 | | | 現 | 行 | | | |
| 別紙様式第2号(第8条関係) | | | | 別紙様式第2号(第8 | 8条関係) | | • | - | |
| | | (略) | | | | (略) | | | |
| | T | | (第2面) | | 1 | | | | (第2面) |
| (776) | | (pro fee) | | (76) | (70/4) | | | | |
| (略) I | I | (略) | ı | (略) | (略) I | | | | Î |
| 0 V/m 1 A - 47 - 22 11 V/m - | | FILT . = 1 2 2 2 | | a Virginia deri en 13 de | 11 1/5 - 1/1 | | | | |
| 2. 資本金の額又は出資の | | 別添1のとおり | | 2. 資本の額又はと | <u>出資の総</u> │ 別添1のとお | ŋ | | | |
| <u>総額</u> | | | | <u>額</u> | | <u>.</u> | | | |
| 3. 役員の氏名又は名称 | | 別添2のとおり | | 3. 役員の氏名 | 別添2のとお | 9 | | | |
| | | | | | | | | | |
| (略) | I | (略) | I | (略) | (略) | | | | I |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | () | 略) | | | (| (略) | | | |
| | | 71144 | (## o ==") | | カルリ次の公然) オロ・ | 711.416 | | | (## o ==) |
| (別添1:資本金の額又は出資 | | 又は名称 | (第3面) | (別添1:資本の額) | | 又は名称 T | | | (第3面) |
| 資本金額又は出資 | | 年 月 日 | , | 資本金額又 | は出資の総額 | 年 | | 日 | |
| | 千円 | 年 月 日現 | 在 | | 千円 | 年 | 月 | 日現 | 上在 |
| (注意事項) | | | | (注意事項) | | | | | |
| | | 合には、第 15 条による届出 | 書に、本様式により | <u></u> | 資の総額を変更した場合 | トには、第 15 条による原 | 4出書に | .、本様 | 式により作 |
| 作成した書面(2部)を添作 | すすること。 | | | 成した書面(2部 |)を添付すること。 | | | | |
| | | | | | | | | | |
| (別添2:役員の氏名又は名利 | <u>r</u>) 商号又は名 | | (第4面) | (別添2:役員の氏名 | 名) 商号又は名称 | | | | (第4面) |
| | | (年 | 月 日現在) | | | (| 年 | 月 | 日現在) |
| (ふりがな) | | 役 職 | 8 名 | (\$ | りがな) | | 役 職 | 名 | |
| 氏名又は名称 | | [文 刊] | N | <u>氏</u> | <u>名</u> | | IX 11K | ~H | |

(注意事項)

役員に変更があった場合には、第 15 条による届出書に、本様式により作成した変更後の 全役員の氏名又は名称及び役職名を記載した書面(2部)を添付すること。

(略)

(注意事項)

役員に変更があった場合には、第 15 条による届出書に、本様式により作成した変更後の 全役員の氏名及び役職名を記載した書面(2部)を添付すること。

(略)

別紙様式第5号(第27条第1項関係)

(略)

(第2面)

I業務の状況

(1)~(5) (略)

- (6) 役員及び使用人の状況
- ① (略)
- ② 役員の状況

| 役 職 名 | 氏名 <u>又は名称</u> | 兼 | 職 | の | 状 | 況 | |
|-------|----------------|---|---|---|---|---|--|
| | | | | | | | |

(7)・(8) (略)

(記載上の注意)

 $1. \sim 3.$ (略)

4.「(5) 株主総会等決議事項の要旨」は、当期に係る定時及び臨時株主総会(これらに進 ずるものを含む。)の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。また、会社法 第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合について も、当該みなし決議の事項の要旨を簡潔に記載すること。

5. (略)

6.「(6) 役員及び使用人の状況」の「② 役員の状況」は、当期末現在における役員(法) 57 条第1項第3号に規定する役員)について記載すること。なお、「兼職の状況」の欄に は、兼職先の商号又は名称並びに兼職先における役職名及び代表権の有無を記載すること。 ただし、監事、会計参与及び監査役にあっては、「兼職の状況」の欄の記載を要しない。

7. • 8. (略)

(9)~(18) (略)

(第 19 面)

Ⅱ 経 理 の 状 況 (1) 貸 借 対 照 表

年 月 日現在

| <u>資</u> 産 | の 部 | | <u>負</u> 債 | の 部 |
|---------------|-----------|------------|------------|---------------------|
| <u>科 目</u> | 当 期 | <u>前 期</u> | <u>科 目</u> | <u>当期</u> 前期 |
| | <u>千円</u> | <u>千円</u> | | <u>千円</u> <u>千円</u> |
| <u>1</u> 流動資産 | | | 1 流動負債 | |
| 現 金 預 け 金 | | | 預 り 金 | |

別紙様式第5号(第27条第1項関係)

(略)

(第2面)

I業務の状況

 $(1)\sim(5)$ (略)

(6) 役員及び使用人の状況

① (略)

② 役員の状況

| 役 職 名 | 氏 | 名 | 兼 | 職 | の | 状 | 況 | |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | | | | | | | |

(7)・(8) (略)

(記載上の注意)

 $1. \sim 3.$ (略)

4.「(5) 株主総会等決議事項の要旨」は、当期に係る定時及び臨時株主総会(これらに準 ずるものを含む。) の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

5. (略)

6.「(6) 役員及び使用人の状況」の「② 役員の状況」は、当期末現在における役員(法 57条第1項第3号に規定する役員)について記載すること。なお、「兼職の状況」の欄に は、兼職先の商号又は名称並びに兼職先における役職名及び代表権の有無を記載するこ と。ただし、監事及び監査役にあっては、「兼職の状況」の欄の記載を要しない。

7. • 8. (略)

(9)~(18) (略)

(第19面)

Ⅱ 経 理 の 状 況 (1) 貸借対照表

日現在

| | 資 産 | の 部 | | <u>負</u> | 債 | の 部 | |
|----------|-----|-----------|-----------|----------|---|-----------|-----------|
| <u>科</u> | 且 | 当 期 | <u>前期</u> | 科目 | | 当 期 | <u>前期</u> |
| | | <u>千円</u> | <u>千円</u> | | | <u>千円</u> | <u>千円</u> |
| 1 流動資産 | | | | 1 流動負債 | | | |
| 現 金 預 | け金 | | | 預 り | 金 | | |

| | T T | T | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , |
|-------------|----------|--------------|---|
| 現 金 | | 支 払 手 形 | |
| 預 け 金 | | 借入有価証券 | |
| 受 取 手 形 | | 短期借入金 | |
| 所有有価証券 | | 前 受 金 | |
| 短 期 貸 付 金 | | 未 払 金 | |
| 前 払 金 | | その他の流動負債 | |
| 未 収 金 | | | |
| その他の流動資産 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 2 固定資産 | | 2 固定負債 | |
| 建物 • 構築物 | | 社債 | |
| 機械器具及び備品 | | 長期借入金 | |
| | | | |
| 車両その他運搬具 | | 退職給与引当金 | |
| 土 地 | | その他の固定負債 | |
| その他有形固定資産 | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 3 投資その他の資産 | | 3 特別法に基づく引当金 | |
| 投資有価証券 | | 金融先物取引責任準備金 | |
| 出資金(取引所分除く) | | | |
| 長期貸付金 | | | |
| そ の 他 | | | |
| 繰 延 資 産 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | <u> </u> | 1 | 1 |

| 現 位 支払手形 預 け金 借入有価証券 受取手形 短期借入金 所有有価証券 前受金 短期貸付金 未払金 市 払金 その他の添動負債 老 収金 その他の添動資産 2 固定資産 2 固定負債 建物・構築物 社債 機械器具及び備品 長期借入金 主 画その他連搬具 その他の固定負債 土 地 その他の固定負債 ※の他有形固定資産 無形固定資産 無形固定資産 3 特別法に基づく引当金 投資有価証券 金融先物取引責任準備金 出資金(取引所分除く) 長期貸付金 その他の投資 経延算産 経延済 企業生物取引責任準備金 経延 企業生物取引責任準備金 基 企業生物取引責任準備金 基 企業生物取引責任準備金 基 企業生物取引責任準備金 基 企業生物取引責任 基 企業生物取引 基 企業生物の表 基 企業生物の表 基 企業生物取引 基 企業生物取引 基 企業生物取引 基 企業生物取引 基 企業を表 基 企業を表 基 <th></th> <th> •</th> <th>•</th> | | • | • |
|---|-------------|--|---|
| 受取手形 短期借入金 所有有価証券 前受金 短期貸付金 未払金 並収金 その他の流動負債 その他の流動資産 社債 建物・構築物 社債 機械器具及び備品 長期借入金 車両その他運搬具 退職給与引当金 土地 その他の固定負債 その他有形固定資産 無形固定資産 無形固定資産 3 特別法に基づく引当金 投資有価証券 金融先物取引責任準備金 出資金(取引所分除く) 長期貸付金 その他の投資 | <u>現 金</u> | 支 払 手 形 | |
| 所有有価証券 前 受 金 短期貸付金 未 払 金 前 払 金 その他の流動負債 未 収 金 その他の流動資産 2 固定資産 2 固定負債 建物・構築物 社 債 機械器具及び備品 長期借入金 車両その他運搬具 退職給与引当金 土 地 その他の固定負債 その他有形固定資産 無形固定資産 無形固定資産 金融先物取引責任準備金 出資金(取引所分除く) 長期貸付金 その他の投資 | 預 け 金 | 借入有価証券 | |
| 短期貸付金 未 払 金 前 払 金 その他の流動負債 未 収 金 その他の流動資産 2 固定資産 2 固定負債 建物・構築物 社 債 機械器具及び備品 長期借入金 車両その他運搬具 退職給与引当金 土 地 その他の固定負債 その他有形固定資産 無形固定資産 無形固定資産 金融先物取引責任準備金 出資金(取引所分除く) 長期貸付金 その他の投資 その他の投資 | 受 取 手 形 | 短期借入金 | |
| 前 払 金 その他の流動負債 未 収 金 その他の流動資産 2 固定資産 2 固定負債 建 物 ・構 築 物 社 債 機械器具及び備品 長 期 借 入 金 車両その他運搬具 退職給与引当金 土 地 その他の固定負債 その他有形固定資産 無 形 固 定 資 産 3 投資等 金融先物取引責任準備金 出資金(取引所分除く) 長 期 貸 付 金 そ の 他 の 投資 そ の 他 の 投資 | 所有有価証券 | 前 受 金 | |
| 未 収 金 その他の流動資産 2 固定資産 建 物・構築物 機械器具及び備品 車両その他運搬具 土 地 その他の固定負債 その他の固定負債 無 形 固 定 資産 3 投資等 投資有価証券 出資金(取引所分除く) 長 期 貸 付 金 その他の投資 | 短 期 貸 付 金 | 未 払 金 | |
| 未 収 金 その他の流動資産 2 固定資産 建 物・構築物 機械器具及び備品 車両その他運搬具 土 地 その他の固定負債 その他の固定負債 無 形 固 定 資産 3 投資等 投資有価証券 出資金(取引所分除く) 長 期 貸 付 金 その他の投資 | 前 払 金 | その他の流動負債 | |
| その他の流動資産 2 固定資産 2 固定負債 建 物・構 築 物 社 債 機械器具及び備品 長 期 借 入 金 車両その他運搬具 退職給 与 引 当 金 土 地 その他の固定負債 その他有形固定資産 無 形 固 定 資 産 無 形 固 定 資 産 3 特別法に基づく引当金 投 資 有 価 証 券 金融先物取引責任準備金 出資金(取引所分除く) 長 期 貸 付 金 そ の 他 の 投 資 そ の 他 の 投 資 | | | |
| 建物・構築物 社 債 機械器具及び備品 長期借入金 車両その他運搬具 退職給与引当金 土 地 その他の固定負債 その他有形固定資産 無形固定資産 無形固定資産 3 特別法に基づく引当金 投資有価証券 金融先物取引責任準備金 出資金(取引所分除く) 長期貸付金 その他の投資 その他の投資 | | | |
| 建物・構築物 社 債 機械器具及び備品 長期借入金 車両その他運搬具 退職給与引当金 土 地 その他の固定負債 その他有形固定資産 無形固定資産 無形固定資産 3 特別法に基づく引当金 投資有価証券 金融先物取引責任準備金 出資金(取引所分除く) 長期貸付金 その他の投資 その他の投資 | | | |
| 建物・構築物 社 債 機械器具及び備品 長期借入金 車両その他運搬具 退職給与引当金 土 地 その他の固定負債 その他有形固定資産 無形固定資産 無形固定資産 3 特別法に基づく引当金 投資有価証券 金融先物取引責任準備金 出資金(取引所分除く) 長期貸付金 その他の投資 その他の投資 | | | |
| 建物・構築物 社 債 機械器具及び備品 長期借入金 車両その他運搬具 退職給与引当金 土 地 その他の固定負債 その他有形固定資産 無形固定資産 無形固定資産 3 特別法に基づく引当金 投資有価証券 金融先物取引責任準備金 出資金(取引所分除く) 長期貸付金 その他の投資 その他の投資 | | | |
| 建物・構築物 社 債 機械器具及び備品 長期借入金 車両その他運搬具 退職給与引当金 土 地 その他の固定負債 その他有形固定資産 無形固定資産 無形固定資産 3 特別法に基づく引当金 投資有価証券 金融先物取引責任準備金 出資金(取引所分除く) 長期貸付金 その他の投資 その他の投資 | 2 固定資産 | 2 固定負債 | |
| 機械器具及び備品 長期借入金 車両その他運搬具 退職給与引当金 土 地 その他有形固定資産 無形固定資産 無形固定資産 3 特別法に基づく引当金 投資有価証券 金融先物取引責任準備金 出資金(取引所分除く) 長期貸付金 その他の投資 その他の投資 | | | |
| 車両その他運搬具 退職給与引当金 土 地 その他の固定負債 その他有形固定資産 無形固定資産 無形固定資産 投資者 上資金(取引所分除く) 長期貸付金 その他の投資 | | | |
| 土 地 その他有形固定資産 無形固定資産 無形固定資産 数資等 3 特別法に基づく引当金 投資有価証券 金融先物取引責任準備金 出資金(取引所分除く) 長期貸付金 その他の投資 | | | |
| その他有形固定資産 無形固定資産 無形固定資産 3投資等 投資有価証券 出資金(取引所分除く) 長期貸付金 その他の投資 | | | |
| 無形固定資産 3 投資等 投資有価証券 出資金(取引所分除く) 長期貸付金 その他の投資 | | | |
| 3 投資等 3 特別法に基づく引当金 投資有価証券 金融先物取引責任準備金 出資金(取引所分除く) 長期貸付金 その他の投資 | | | |
| 投資有価証券 金融先物取引責任準備金 出資金(取引所分除く) 長期貸付金 その他の投資 | | | |
| 投資有価証券 金融先物取引責任準備金 出資金(取引所分除く) 長期貸付金 その他の投資 | | | |
| 投資有価証券 金融先物取引責任準備金 出資金(取引所分除く) 長期貸付金 その他の投資 | | | |
| 投資有価証券 金融先物取引責任準備金 出資金(取引所分除く) 長期貸付金 その他の投資 | 9. 北次が | 9. 杜叩汗に甘 ざくゴック | |
| 出資金(取引所分除く) 長期貸付金 その他の投資 | | | |
| 長期貸付金 その他の投資 | | 金融无物取引貢仕準備金 | |
| その他の投資 | | | |
| | | | |
| 樂延資産 | | | |
| | <u>繰延資産</u> | | |
| | | | |
| | | | |

(第20面)

 資産の部
 負債の部

 科目
 当期前期
 科目
 当期前期

(第 20 面)

| <u>資</u> 産 (| の 部 | <u>負</u> | 債の部 | |
|--------------|--------------|------------|-------------|---|
| <u>科</u> 目 | <u>当期</u> 前期 | <u>科</u> 目 | <u>当期</u> 前 | 期 |

| 千円 | <u>千円</u> | | <u>千円</u> | 千円 |
|----|-----------|-------------------------|---|--|
| | | 4株式会社金融先物取 | · | |
| 1 | | 引所に係る負債 | | |
| | | 自己差金勘定 | | |
| | | 委託者等差金勘定 | | |
| | | 株式会社金融先物取引 所に係るその他負債 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | 5会員に係る負債 | | |
| | | 受託業務預り顧客証拠金 | | |
| | | 同 充当有価証券等 | | |
| | | 受託業務預り委託保証金 | | |
| | _ | 同 充当有価証券等 | _ | |
| | | 自己差金勘定 | | |
| | | 受託者等差金勘定 | | |
| | | 会員に係るその他負債 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | <u>千円</u> | <u>手田</u> <u>手田</u> | 4株式会社金融先物取引所に係る負債 自己差金勘定 変託者等差金勘定 株式会社金融先物取引所に係るその他負債 | 4株式会社金融先物取 引所に係る負債 自己差金勘定 株式会社金融先物取引 所に係るその他負債 5会員に係る負債 受託業務預り顧客証拠金 同 充当有価証券等 受託業務預り委託保証金 同 充当有価証券等 受託業務預り委託保証金 同 充当有価証券等 |

| | 千円 | <u>千円</u> | | <u>千円</u> | 千円 |
|-------------|----|-----------|--|-----------|----|
| 4株式会社金融先物取 | | | 4株式会社金融先物取 | | |
| 引所に係る資産 | | | 引所に係る負債 | | |
| 取引所への出資金 | | | 自己差金勘定 | | |
| 会員信認金 | | | 委託者等差金勘定 | | |
| 同 充当有価証券 | | | 株式会社金融先物取引 所に係るその他負債 | | |
| 精 算 預 託 金 | | | <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u> | | |
| 同 充当有価証券等 | | | | | |
| 自己清算参加者証拠金 | | | | | |
| 同 充当有価証券等 | | | | | |
| 受託業務清算会員証拠金 | | | | | |
| 同 充当有価証券等 | | | | | |
| 自己差金勘定 | | | | | |
| 委託者等差金勘定 | | | | | |
| 株式会社金融先物取引 | | | | | |
| 所に係るその他資産 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 5会員に係る資産 | | | 5会員に係る負債 | | |
| 自己一般会員証拠金 | | | 受託業務預り顧客証拠金 | | |
| 同 充当有価証券等 | | | 同 充当有価証券等 | | |
| 自己委託保証金 | | | 受託業務預り委託保証金 | | |
| 同一充当有価証券等 | | | 同 充当有価証券等 | | |
| 受託業務一般会員証拠金 | | | 自己差金勘定 | | |
| 同 充当有価証券等 | | | 受託者等差金勘定 | | |
| 受託業務委託保証金 | | | 会員に係るその他負債 | | |
| 同 充当有価証券等 | | | | | |
| 自己差金勘定 | | | | | |
| 委託者等差金勘定 | | | | | |
| 会員に係るその他資産 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(第 21 面)

(第21面)

| | | | | | (第21面) | | | | | | (弗 21 面) |
|--------------|-----------|-----------|-------------|-----|--------|--------------|-----------|-----------|--------------|-----------|-----------|
| <u>資</u> 産 (| の 部 | | <u>負債</u> | | | <u>資 産 の</u> | | | <u>負 債</u> | の 部 | |
| <u>科 目</u> | <u>当期</u> | 前期 | <u>科 目</u> | 当 期 | 前期 | <u>科 目</u> | 当期 | 前期 | <u>科 目</u> | 当 期 | <u>前期</u> |
| | <u>千円</u> | <u>千円</u> | | 千円 | 千円 | | <u>千円</u> | <u>千円</u> | | <u>千円</u> | <u>千円</u> |
| 6 委託者等に係る資産 | | | 6 委託者等に係る負債 | | | 6 委託者等に係る資産 | | | 6 委託者等に係る負債 | | |
| <u>現金</u> | | | <u>預り金</u> | | | <u>現金</u> | | | 預り金 | | |
| <u>預け金</u> | | | 預り有価証券 | | | 預け金 | | | 預り有価証券 | | |
| 保管委託者等有価 | | | 受託業務預り顧客 | | | 保管委託者等有価証券 | | | 受託業務預り顧客証拠金 | | |
| <u> 証券</u> | | | 証拠金 | | | 差入委託者等有価証券 | | | 同 充当有価証券等 | | |
| 差入委託者等有価 | | | 同 充当有価証券等 | | | 受託業務顧客証拠金 | | | 受託業務預り委託保証金 | | |
| <u> 証券</u> | | | | | | 同 充当有価証券等 | | | 同 充当有価証券等 | | |
| 受託業務顧客証拠 | | | 受託業務預り委託 | | | 受託業務委託保証金 | | | 委託者等差金勘定 | | |
| <u>金</u> | | | 保証金 | | | 同 充当有価証券等 | | | 委託者等未収金 | | |
| 同 充当有価証券等 | | | 同 充当有価証券等 | | | 委託者等差金勘定 | | | 委託者等に係るその他負債 | | |
| 受託業務委託保証 | | | 委託者等差金勘定 | | | 委託者等未収金 | | | | | |
| <u>金</u> | | | | | | 委託者等に係るその他資産 | | | | | |
| 同 充当有価証券等 | | | 委託者等未払金 | | | | | | | | |
| 委託者等差金勘定 | | | 委託者等に係るそ | | | | | | | | |
| | | | の他負債 | | | | | | | | |
| 委託者等未収金 | | | | | | | | | | | |
| 委託者等に係るそ | | | | | | 7取引業協会に係る資産 | | | | | |
| の他資産 | | | | | | 取引業協会預託金 | | | | | |
| | | | | | | 金先責任準備金預託額 | | | 負 債 合 計 | | |
| | | | | | | 同 当期末繰入額 | | | | | |
| | | | | | | 協会に係るその他資産 | | | 資 本 | の部 | |
| | | | | | | | | | 資 本 金 | | |
| 7取引業協会に係る | | | | | | | | | 資本剰余金 | | |
| <u>資産</u> | | | | | | | | | 利 益 剰 余 金 | | |
| 取引業協会預託金 | | | | | | | | | 利益準備金 | | |
| 金先責任準備金預 | | | 負債合計 | | | | | | 任意積立金 | | |
| | | | | | | , | | | | | ' |

| <u> 託額</u> | | | |
|-------------|--------------|-------------|-------------|
| 同当期末繰入額 | | | |
| 協会に係るその他 | 純資産 | €の部_ | |
| <u>資産</u> | | | |
| | 株主資本 | | |
| | 資本金 | | |
| | 新株式申込証拠金 | | |
| | 資本剰余金 | | |
| | 利益剰余金 | | |
| | 利益準備金 | | |
| | その他利益剰余金 | | |
| | ○○積立金 | | |
| | 繰延利益剰余金 | | |
| | 自己株式 | \triangle | \triangle |
| | 自己株式申込証拠金 | | |
| | 評価・換算差額等 | | |
| | その他有価証券評価差額金 | | |
| | 繰延ヘッジ損益 | | |
| | 土地再評価差額金 | | |
| | 新株予約権 | | |
| | 純資産合計 | | |
| 資産合計 | 負債・純資産合計 | | |
| (当卦1 6 4 本) | L L | | |

(記載上の注意)

- 1. 当該事業年度に係る有価証券報告書又は業務報告書等これに準ずる書面の提出をもって、本表の作成に代えることができる。
- 2. 海外における営業所等が行った海外の委託者等からの海外市場での受託取引に係る資産 及び負債は計上しないこと。
- 3. 取引差金、証拠金等については、それらの授受又は受払の時期(記帳時)を基準として計上すること。
- 4. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載して差し支えない。
- <u>5.</u> 上記1. については、第22面及び第23面において準用する。また、上記4. については、第22面において準用する。

| | 当期未処分利益 又は当期未処理損失 (うち当期利益又は | |
|---------|-----------------------------------|--|
| | 損失)_ | |
| 資 産 合 計 | 資本 合計 負債及び資本合計 | |

(記載上の注意)

- 1. 当該事業年度に係る有価証券報告書又は業務報告書等これに準ずる書面の提出をもって、本表の作成に代えることができる。
- 2. 海外における営業所等が行った海外の委託者等からの海外市場での受託取引に係る資産 及び負債は計上しないこと。
- 3. 取引差金、証拠金等については、それらの授受又は受払の時期(記帳時)を基準として計上すること。
- 4. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載して差し支えない。
- 5. 上記1. については、第22面及び第23面において準用する。また、上記4. については、第22面において準用する。

(第22面)

(第 22 面)

 (2) 損 益 計 算 書
 (2) 損 五 計 算 書
 (2) 年 月 日 至

| 収 | 益 | | | 費 | | 用 | | |
|---------------------------|-----------|-----|----------|---------------------------|---|----|----|-----------|
| <u>科 目</u> | 当 期 | 前 | 期 | <u>科 目</u> | 当 | 期 | 前 | 期 |
| 1経常収益 | <u>千円</u> | | 千円 | 1 経常費用 | | 千円 | | <u>千円</u> |
| 預 け 金 利 息 | | | | 借入金利息 | | | | |
| 貸付金利息 | | | | その他支払利息 | | | | |
| 有価証券利息配当金 | | | | 営業経費 | | | | |
| その他受入利息 | | | | (人 件 費) | (|) | (| |
| 受入手数料 | | | | <u>(物件費)</u> (その他) | (|) | (| <u>)</u> |
| (清算受託手数料) | () | (| | 支払手数料 | | , | | |
| <u>(受託手数料)</u> その他経常収益 | () | (| | (清算委託手数料) | (|) | (|) |
| (有価証券売却益) | () | (|) | <u>(委託手数料)</u> その他経常費用 | (|) | |) |
| (その他経常収益) | () | (|) | (金先取引債権償却額) | (|) | (|) |
| 金融先物自己取引収益 | | | | (有価証券売却損) | (|) | (|) |
| | | | | (その他経常費用) | (|) | _(|) |
| | | | | 金融先物自己取引損失 | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 経常収益計 | | | | 経常費用計 | | | | |
| | | | | 経 常 損 益 | | | | |
| 2特別利益 | | | | 2 特別損失 | | | | |
| 動産不動産処分益 | | | | 動産不動産処分損 | | | | |
| 債権償却取立益 | | | | 金先責任準備金繰入額 | | | | |
| 金先責任準備金取崩額 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 特別収益計 | | | | 特別損失計 | | | | |
| (記載上の注意) | | | | 特別損益 | | | | |
| 1. 海外における営業所 | 等が行った | 毎外の | 委託 | 税引前当期利益 | | | | |
| 者等からの海外市場で | の受託取引に | に係る | 収益 | (税引前当期損失) | | | | |
| 及び費用は計上しない。 | こと。_ | | | 法人税、住民税及び事業税 | | | | |
| 2. 決済損益等については | 、、それらの授 | 受又に | <u> </u> | 法人税等調整額 | | | | |

(2) 損 益 計 算 書 (<u>自 年 月 日</u> 至 年 月 日

| | | | | し <u>主</u> | 年 | 月 | <u> </u> | , | | |
|----------------------|------------|------|-----------|-------------------|----------------------------|-----------|----------|----------|---|-----------|
| <u>収</u> | <u>益</u> | | | | 費 | | | <u>用</u> | | |
| <u>科 目</u> | 当 期 | 前 | 期 | <u>科</u> | 且 | | ៕ | 期 | 前 | 期 |
| 1 経常収益 | <u>千円</u> | | <u>千円</u> | 1経常費 | <u>用</u> | | | 千円 | | <u>千円</u> |
| 預 け 金 利 息 | | | | 借入 | 金 利 | 息 | | | | |
| 貸付金利息 | | | | | 支払を | | | | | |
| 有価証券利息配当金 | | | | 営業 | | 費 | , | , | , | , |
| その他受入利息 | | | | <u>(人</u> (物 | 件費件費 | | (|) | |) |
| 受入手数料 | | | | <u>(初</u> (そ | の他 | | (|) | (|) |
| (清算受託手数料) (受託手数料) | () | (|) | 支 払 | 手 数 | | | | | |
| その他経常収益 | () | | | | 委託手数 | | (|) | (|) |
| (有価証券売却益) | () | (|) | | <u>E 手 数 ></u> 他 経 常 | | |) | | |
| (その他経常収益)_ | () | (|) | | 引債権償却 | | (|) | (|) |
| 金融先物自己取引収益 | | | | | 証券売去 | | (|) | (|) |
| | | | | | 他経常費 | | |) | |) |
| | | | | 金融先物 | 的自己取 | 別損失 | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 経常収益計 | | | | 経常 | 費用 | 計 | | | | |
| | | | | <u>経</u> 常 | | <u>益</u> | | | | |
| 2特別利益 | | | | 2特別損 | <u>失</u> | | | | | |
| 動産不動産処分益 | | | | 動産不 | 動産処 | <u>分損</u> | | | | |
| 債権償却取立益 | | | | 金先責任 | £準備金 | 燥入額 | | | | |
| 金先責任準備金取崩額 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 特別収益計 | | | | 特 別 | 損失 | 計: | | | | |
| (記載上の注意) | | | | 特 別 | | 益 | | | | |
| 1. 海外における営業所 | 等が行った液 | 毎外の | 委託 | | 前当期 第 | | | _ | | |
| 者等からの海外市場で | の受託取引に | こ係る」 | <u>収益</u> | | 前当期損 | | | | | |
| 及び費用は計上しない | <u>こと。</u> | | | , | 色等 引 | | | | | |
| | | | | <u>当</u> | | <u>益</u> | | | | |
| | | | | (当 | 期損り | も) | | | | |

| の時期 | (記帳時) | を基準として計上すること。 |
|--------|---------|---------------|
| リノル寸宍灯 | (記り戻り寸) | と基準として訂工りること。 |

3. 外貨建の収益及び費用については、各金融先 物取引業者が通常行っている経理処理の方法 により円換算したものを計上すること。

| <u>当期利益</u> (当期損失) | | |
|-----------------------|------|------|
| (削る) | (削る) | (削る) |

(第 23 面)

(削る)

(削る)

(3) 株主資本等変動計算書

| 株主資本 | <u></u> | |
|----------|--------------------|--|
| 資本金 | 前期末残高 | |
| | 当期変動額 新株の発行 | |
| | 当期末残高 | |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 前期末残高 | |
| | 当期変動額 新株の発行 | |
| | 当期末残高 | |
| その他資本剰余金 | 前期末残高及び | |
| | 当期末残高 | |
| 資本剰余金合計 | 前期末残高 | |
| | 当期変動額 | |
| | 当期末残高 | |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 前期末残高 | |
| | 当期変動額 剰余金の配当に伴う積立て | |

- 2. 決済損益等については、それらの授受又は受払の時期(記帳時)を基準として計上すること。
- 3. 外貨建の収益及び費用については、各金融先 物取引業者が通常行っている経理処理の方法 により円換算したものを計上すること。

| 前期繰越利益 (前期繰越損失) | |
|--------------------|--|
| ○○積立金取崩額 | |
| 中 間 配 当 額 | |
| 利益準備金積立額 | |
| 当期未処分利益 (当期未処理損失) | |

(第 23 面)

(3) 第 期 利 益 処 分 計 算 書 (略)

(<u>4</u>) 第 期 損 失 処 理 計 算 書 (略)

(新設)

| | 当期末残高 | XXX |
|------------|---------------|------|
| その他利益剰余金 | | |
| _○○積立金 | 前期末残高及び | |
| | 当期末残高 | XXX |
| 繰越利益剰余金 | 前期末残高 | XXX |
| | 当期変動額 剰余金の配当 | ∆xxx |
| | 当期純利益 | XXX |
| | 当期末残高 | XXX |
| 利益剰余金合計 | 前期末残高 | XXX |
| | 当期変動額 | XXX |
| | 当期末残高 | XXX |
| 自己株式 | 前期末残高 | ∆xx |
| | 当期変動額 自己株式の処分 | XX |
| | 当期末残高 | ∆xx |
| 株主資本合計 | 前期末残高 | XX |
| | 当期変動額 | XX |
| | 当期末残高 | XX |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価 | 前期末残高 | XX |
| 差額金 | 当期変動額(純額) | XX |
| | 当期末残高 | XX |
| 繰延ヘッジ損益 | 前期末残高 | XX |
| | 当期変動額(純額) | XX |
| | 当期末残高 | XX |
| 評価・換算差額等合計 | 前期末残高 | XX |
| | 当期変動額 | XX |
| | 当期末残高 | XX |
| 新株予約権 | 前期末残高 | XX |
| | 当期変動額(純額) | XX |
| | 当期末残高 | XX |
| 純資産合計 | 前期末残高 | XX |
| | 当期変動額 | XXX |
| | 当期末残高 | XXX |

(記載上の注意)

- 1. 各項目について期中における変動がない場合には、「前期末残高及び当期末残高」のみを表示することができる。
- 2. その他利益剰余金及び評価・換算差額等については、それらの内訳科目の前期末残高、 当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その 他利益剰余金及び評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額 を株主資本等変動計算書に記載する。
- 3. 各合計額の記載は省略することができる。
- 4. 株主資本の各項目について表中の変動事由以外の変動事由に基づく当期変動額があると きは、当該変動事由及び当期変動額についても記載すること。また、株主資本以外の各項 目は、変動事由ごとにその金額を記載することができる。これらの場合、株主資本等変動 計算書又は注記により表示することができる。